

国際援助分野における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント対策のための ドナー・コミットメント

はじめに

性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント¹は、社会及びジェンダーに関連する不平等に結びついた力の不均衡に起因することが多い。これらの行為は、人権の侵害又は蹂躪に相当し得、社会の中の最も脆弱な構成員がしばしば標的になる。人道的に問題がある状況又は脆弱で紛争の影響下にあるような状況において、力の不均衡が特に深刻になり、避難民には頼れる手段が無いいため、このリスクは更に高まる。このような状況の下では、女性、子ども、障がい者が最も脆弱な立場に置かれる恐れがある。

いかなる性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントも容認され得ない。我々が資金を提供する事業の受益者、被雇用者、同僚又は救援隊員のいずれであるかを問わず、我々は「ゼロトレランス（不寛容）」のアプローチを取る。すなわち、各組織の合意された手続に従ってあらゆる申立てに対処するアプローチである。我々のパートナーも同様のアプローチを取ることが期待される。

我々は、援助分野のあらゆる関係者の高潔性と可能な限り高い行動規範を促進するべく、文化、価値観、事業計画及び説明責任に関して必要な変化を実現していくことを決意する。すなわち、我々は、別途の記載のない限り、このコミットメントは我々に対して適用されるとともに、我々から資金提供を受けているパートナーに対しても適用されるものとする。

短・中期的には、通報制度が改善し、説明責任が向上し、個人がこれまでよりも恐れることなく安心して名乗り出られるようになり、事件の報告件数が増えることが期待される。しかし、長期的には、我々が以下のコミットメントを実施するのに従い、発見件数や報告件数は減少することが期待される。

我々は、防止並びに受益者及び地域社会へのエンパワーメントに注力する。被害者の要望及び特性に基づく支援を優先した被害者中心の対応を採用し、実施機関であるパートナーと同様のことを協力して実践する。我々は、我々自身とパートナーが説明責任を確保できる仕組みを強化し、これらの問題に対応する能力を高めるよう努める。

我々の多くは、2018年6月に、[G7 ウィスラー開発大臣会合](#)及び経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC) [タイドウォーター会合](#)のいずれか一方又は双方において、関連するハイレベル政治声明に署名した。本日の一連の政治的コミットメントはこれらの声明に基づくものであるが、その野心及び内容においてはこれらを越えるものでもある。

¹ 定義は国連が定めるものに依拠し、あくまでも参考目的である。詳しくは最終ページを参照。

我々は、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントを防止し、それが発生した場合にはより適切な対応を取ることができるよう、4つの戦略的転換に焦点を当てることを共同で約束する。その達成に向けて、今後数か月の間に、共同で及び個別に措置を講じる予定である。我々は、他のドナーができるだけ早期に、このコミットメントに署名し、又は同様の措置を講じることを奨励する。我々はまた、我々の援助を直接受益する政府及び援助の提供者でも受益者でもない政府に対しても、これらの戦略的転換を支援し、各々の取組を通じてかかる問題への対処方法を検討するよう奨励する。

戦略的転換 1: サバイバー、被害者及び告発者に対する支援を確保し、説明責任及び透明性を向上させ、報告を強化し、不処罰問題に取り組む。

1. 事業のデザイン、実施及び精緻化のプロセス並びに苦情及び意見に関する仕組みの改善に、受益者を可能な範囲で積極的に関与させる。そのことにより、個人が、自身の声が聞き入れられ、恐れることなく安心して名乗り出るための力を与えることができ、懸念が公正に追求され、及び対応ができる限り速やかになされ、自身の安全が最大の関心事として尊重される。
2. 事件の報告に関する要件とベストプラクティスの指針を明確に周知し、報告実務における連携と情報共有に努める。この取組において、秘密性への考慮、関係する個人の保護、そして関連する法令が中核を成す。
3. 援助部門における加害者の雇用及び再雇用を回避し、加害者の説明責任を確保するため、援助機関内及び援助機関間、政府全体並びにより広範な国際システム全体において取組を見直し、必要な場合には更新する。これは、全て法の適正な手続と関連する法的義務に従って実施され、またそれが適当な場合には、加害者を裁判に付するための支援を含む。
4. 申立て、確認された事例、予防措置及び対応活動に関連する情報が、報告メカニズムの不可欠な要素として組み込まれることを確保する。一部のドナーによる年次報告書の発出もこれに含まれる。この際、情報の秘密性と個人の安全確保が最重要事項として尊重される。
5. 被害者及びサバイバーが虐待、搾取及びハラスメントの影響から回復するための具体的かつ実践的な支援にアクセスできるよう、被害者及びサバイバーを中心とするアプローチを採用する。例えば、被害者の権利擁護(OVRA)のための国連事務局及び国連被害者支援信託基金事務所による取組を支援することによりこれを進める。
6. 苦情対応の仕組み、照会経路及び独立した説明責任システムの改善に向けた可能性を検討するため、オンブズマン制度から得られるベストプラクティス及び教訓を精査する。

戦略的転換 2: 強力なリーダーシップ、組織的な説明責任、より良い人事プロセスを通じて文化的な変化を促進する。

7. 保護に関する責任は組織内の全ての個人が負うものであることを強調しつつ、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントに関する取組を担当する上級レベルの責任者を 1 名以上任命する。
8. 全ての組織が性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント並びにこれに対する組織の取組のあり方について取締役会又は同等のレベルの場で少なくとも年 1 回議論することを奨励する。
9. ジェンダーバランス並びに被雇用者の多様性及び包摂性の重要性について明確なシグナルを送るべく、上級管理職レベル及び組織全体における女性の採用及びキャリア開発を奨励する。
10. 敬意及び説明責任を確保した職場文化を構築し、予防を促すため、採用及び推薦のプロセスを見直し、必要な場合には強化する。
11. 国連事務総長のサークル・オブ・リーダーシップのメンバー及びボランタリーコンパクトの署名者は、他の国連加盟国がこの共同の意思表示に加わることを奨励し、今後 12 か月以内に進捗状況のレビューを奨励する。
12. 関連するそれぞれの国連機関による明確な成果物及び中間目標点を伴った関連する行動計画の必要性を認める内容のドナー共同のメッセージの発出を通じて、国連事務総長の 2017 年の「性的搾取・虐待からの保護のための特別措置」戦略の実行を奨励する。また、国際金融機関に対し、これら機関が行った共同の及び個別のコミットメントの遂行と、実施に対するモニタリングの確保を奨励する。
13. 国際機関評価ネットワーク(MOPAN)に参加しているドナーグループのメンバーは、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントに関するアセスメントの強化についての議論を支援し、及び推進し、多国間組織の実効性向上を支援する。

戦略的転換 3: 最低基準を採用し、我々及びパートナーが当該基準を満たすことを確保する。

14. 性的搾取・虐待の防止(PSEA)に関連する国際的な最低基準である機関間常設委員会(IASC)の PSEA に関する最低作業基準と、人道支援の質及び説明責任に関する必須基準のうち PSEA に関する要素のいずれか一方又は双方に対する遵守を表明する。長期的には、当該遵守を検証するための措置及びこれらの基準をセクシャルハラスメントにどう適用するかについて検討し強化していく。
15. これらの基準を反映させ、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントに関する明確かつ具体的な文言(共通の定義を含む。)を含めるべく、公的資金調達に関するテンプレート及び法の適正手続に関するツールを見直し、必要な場合には強化する。この取組には、我々の資金パートナーに対する文言を見直し、必要な場合には強化することで、その川下のパートナーに対する資

金提供や請負契約の要件においても同様の最低基準を適用することを課す文言とすることも含まれる。

16. 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの問題に対してより強力に焦点を当てることを確保するため、プロジェクトモニタリングの方法(頻度, 範囲, 指標等)を見直し, 必要な場合には改訂する。
17. 開発協力における性的搾取・虐待のリスクの防止及び管理に関する基準を設定する新たな措置文書が 2019 年に OECD 開発援助委員会(DAC)で策定され, 当該基準の達成におけるドナーの説明責任の向上を促すべく, DAC を支援する。

戦略的転換 4: 国際援助分野全体における組織的なキャパシティ及び能力を強化する(最低基準を満たすための実施機関の能力の構築を含む。)

18. 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントへの対処に向けた中核的な監督及び管理のシステムを見直し, 必要な場合には強化し, 被害者及びサバイバーを中心とする対応を行う。
19. 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントへの対処に関するエビデンスの基盤やベストプラクティス及び指針を作成し, 周知するため, 特に, 小規模組織への支援の提供に焦点を当てつつ, リソース・サポート拠点となり得るものの可能性を模索する。
20. 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメントの防止及び対応について, 関連する職員に向けた指針及び最低限の研修要件を作成する。

次の行動

21. 我々は, それぞれが, 自身の制度, 手続及び利害関係者を通じて, 関連する国内法及び国際法に則りつつ, また関連する既存の仕組み及び運用モデルを考慮に入れながら, 上記の行動を実行することを約束する。上記の措置のうち, 最も緊急性のある措置及びステークホルダーへの進捗状況の共有方法に関する決定は, 我々それぞれの判断に委ねられる。
22. 進捗ペースを維持し, この重要問題に関する教訓を共有するために定期的に連絡を取り合うとともに, 今後 12 か月以内に進捗状況を評価するための会合を行う。

ロンドン, 2018 年 10 月 18 日

本コミットメントの支持国*:

オーストラリア

オーストリア

ベルギー(開発協力省)

カナダ

デンマーク

フィンランド

フランス(欧州・外務省)

ドイツ

アイスランド

アイルランド

イタリア

日本(外務省)

ルクセンブルク(外務・欧州担当省)

メキシコ(国際開発協力庁)

オランダ(外国貿易・開発省)

ニュージーランド(外務貿易省)

ノルウェー

スペイン

スウェーデン

スイス

英国(スコットランド政府を含む。)

米国(米国国際開発庁)

*リストの内容は 2018 年 10 月 17 日現在の情報に基づく。本文書に貴国名を追加することを希望する場合には、Public Inquiry Point(一般問い合わせ窓口)(enquiry@dfid.gov.uk)を通じて DFID Safeguarding Unit(国際開発省安全保護部門)まで御連絡ください。

主な定義ⁱ

性的搾取とは、国連事務総長告示 ST/SGB/2003/13 において定義されるように、国連職員による、性的な目的のために、地位の脆弱性、権力格差又は信頼を実際に濫用すること又はその試みをいい、そこには他者の性的搾取による金銭的、社会的又は政治的な利得行為も含まれる。これは広義語であり、取引としての性交渉、取引としての性交渉の教唆、搾取的な関係等をも含む。

性的虐待とは、国連事務総長告示 ST/SGB/2003/13 において定義されるように、力の行使による又は不平等若しくは強制的な状況下における、身体の性的侵害行為又はその脅威をいう。

現地における成年の規定や合意の認識に関わらず、児童（児童の権利に関する条約に定義される18歳未満の者）とのあらゆる性的行為は性的虐待に該当する。児童の年齢を誤って理解していたことは抗弁とはならない。

「性的虐待」は広義語であり、「性的暴力」（レイプ、レイプ未遂、オーラルセックス又は接触の強要等）、「性的犯罪」、「児童に対する性的犯罪」等の多数の行為が含まれる。

セクシャルハラスメントは、個人の尊厳を侵害する目的又は効果を伴った、あらゆる形態の、性的性質を帯びた言語的、非言語的又は身体的な望まれない行為であり、特に、威嚇的、敵対的、名誉を傷つける、屈辱的、又は攻撃的な環境が作り出される際には顕著である。

国連の文脈における「セクシャルハラスメント」は、一義的には、他の国連職員や関連職務への従事者（国連が所在する国の国民も含まれ得る。）に対する禁止行為を指す。国連事務総長告示 ST/SGB/2008/5 及び武官に関する同種の指示は、国連職員に関して「セクシャルハラスメント」という用語を以下のとおり定義している。望まれない性的誘惑、性的なサービス行為の要求、言語的な若しくは身体的な性的振る舞い、又は他者に対して侮辱若しくは屈辱を引き起こすと合理的に予想され得る若しくは認識され得るその他の性的性質を伴う振る舞いであって、その行動が職務の妨害又は雇用条件となったり、脅迫的な、敵対的な又は攻撃的な職場環境を作り出したりするようなものを指す。

セクシャルハラスメントの定義は、国連規則を超えて、職場環境との関連性を前提としない。職員や職務従事者だけでなく、受益者、コミュニティの構成員、市民等もセクシャルハラスメントの害を被る可能性がある。

以上

ⁱ 国連事務総長は、セクシャルハラスメント防止に向けた政策の見直しや、国連全体におけるより適切で一貫性のあるアプローチの開発（セクシャルハラスメントの定義に関する検討を含む。）を行うため、主要理事会作業部会（Chief Executive Board Task Force）を設立した。